

令和3年度
行政監査報告書

小松島市監査委員

小 監 第 3 5 号
令和4年4月25日

小 松 島 市 長 中 山 俊 雄 様

小松島市監査委員 工 藤 誠 介
小松島市監査委員 井 内 章 介

行 政 監 査 の 結 果 に つ い て (提 出)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した令和3年度行政監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定したので、提出いたします。

目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査対象部局	1
5	監査の期間	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	1
8	監査の結果	2
9	監査意見	4

文中及び各表中の構成比率は、原則として、表示単位未満四捨五入、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。

令和3年度行政監査報告書

1 監査のテーマ

「プロポーザル方式による契約について」

2 監査の目的

地方自治体が締結する契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとされており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号においては、随意契約について、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定されている。こうした中、近年、本市においては、高度な技術や専門性を必要とする業務について、プロポーザル方式による契約が見られるようになった。また、小松島市プロポーザル方式実施要綱を定め、必要な事項を規定しているところである。そこで、今年度の行政監査は、プロポーザル方式により事業者を選定し契約を締結したものについて、事務手続きを把握するとともに、それらが効率的・効果的に行われたことを検証することにより、プロポーザル方式による契約の適切な運用に資することを目的とする。

3 監査の対象

平成31年4月から令和3年9月までに締結した契約のうち、プロポーザル方式により事業者を選定した契約を対象とした。

4 監査対象部局

企業を除く全部局

5 監査の期間

令和3年11月8日・11日・12日

令和4年2月4日・10日

6 監査の方法

所管課に調査票及び関係書類の提出を求め、資料の確認を行うとともに、必要に応じて、関係職員から事情聴取を行った。

7 監査の着眼点

プロポーザル方式による契約について、次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) プロポーザル方式による契約とした理由及び根拠は適切か。
- (2) プロポーザル方式による契約事務が適正か。
- (3) 業務の成果について、検証及び評価を行っているか。

8 監査の結果

事前に行った調査の回答に基づき、関係職員から聴取したプロポーザル方式による契約事務については以下のとおりである。

(1) 監査対象契約一覧

No.	対象事業	所管課	契約年度
1	小松島競輪選手宿舎給食調理業務	競輪局	令和2年度
2	人事給与システム導入業務	人事課	令和元年度
3	小松島市組織改善検討業務		令和2年度
4	小松島70年のあゆみ映像資料制作業務委託	秘書広報課	令和2年度
5	企業誘致事業業務	商工観光課	令和3年度
6	多様な働き方（テレワーク推進）支援業務		令和3年度
7	小松島市第6次総合計画後期基本計画策定業務	企画政策課	令和3年度
8	小松島ステーションパークおよび生涯学習センター小松島市立図書館公衆無線LAN整備業務	まちづくり推進課	令和3年度
9	LED街路灯賃貸借契約	都市整備課	令和3年度
10	小松島市公共施設個別施設計画策定支援業務委託	総務課	令和元年度
11	第2期子ども・子育て支援事業計画策定支援業務	児童福祉課	令和元年度
12	小松島市立小学校給食調理業務	教育政策課	令和元年度

(2) プロポーザル方式を採用した根拠について

プロポーザル方式による契約を締結したものについて、根拠を小松島市プロポーザル方式実施要綱第3条の該当する区別に集計すると下表のとおりである。

該当する号	件数	構成比(%)
第1号（計画、調査等複数の分野にまたがる知識及び経験を必要とする業務）	7	58.3
第2号（大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、地域の特性を考慮した情報化計画、高度な計算・解析を伴う調査等新たな技術を要するもので、知識及び経験を必要とする業務）	1	8.3
第3号（象徴性、記念性、芸術性、創造性等を求められる業務で、高度な技術力を必要とする業務）	0	0.0
第4号（先進的な前例が少なく特殊な実験・診断・解析を必要とする業務）	0	0.0
第5号（計画から設計まで一貫して発注する必要がある業務）	0	0.0
第6号（その他適当であると市長が認める業務）	4	33.3
合計	12	100.0

(3) 事業者の募集及び周知について

①募集方法

区分	件数	構成比(%)
公募型	12	100.0
指名型	0	0.0
合計	12	100.0

②実施の周知方法（複数回答）

区分	件数	構成比(%)
市ホームページへの掲載	12	85.7
その他	2	14.3
合計	14	100.0

(4) 応募者数について

区分	件数	構成比(%)
1者	6	50.0
2者	2	16.7
3者	3	25.0
4者	0	0.0
5者以上	1	8.3
合計	12	100.0

(5) 応募事業者の財務審査について

区分	件数	構成比(%)
公認会計士などの専門家に依頼した	2	16.7
公認会計士などの専門家に依頼しなかった	10	83.3
合計	12	100.0

(6) 選定会議（審査委員会）について

①設置要綱の策定

区分	件数	構成比(%)
策定している	12	100.0
策定していない	0	0.0
合計	12	100.0

②選定会議の開催回数

区分	件数	構成比(%)
2回	8	66.7
3回	4	33.3
合計	12	100.0

③選定委員の構成

区分	件数	構成比(%)
市職員のみで構成	6	50.0
外部委員を含む	6	50.0
合計	12	100.0

④選定委員の構成人数

区分	件数	構成比(%)
4人	2	16.7
5人	3	25.0
6人	5	41.7
7人以上	2	16.7
合計	12	100.0

(7) プレゼンテーションの実施及び成果の検証について

①プレゼンテーションの実施

区分	件数	構成比(%)
実施している	10	83.3
実施していない	2	16.7
合計	12	100.0

②事業成果の検証

区分	件数	構成比(%)
竣工検査または成果物による確認	7	58.3
事業が未完了のため検証できない※	5	41.7
合計	12	100.0

※契約は締結しているが、事業実施期間中のもの

9 監査意見

プロポーザル方式による契約事務について監査した結果、おおむね適正と認められた。以下に所見、要望を述べることにし、今後の運用について留意されたい。

(1) プロポーザル方式による契約とした理由及び根拠は適切か。

今回の監査対象事業においては、根拠を要綱第1号(2ページ参照)とした各種計画策定支援や民間事業者へ委託する事業が多く見られたが、監査対象の中には、契約理由について妥当性が判然としないものや、従前の契約方法を踏襲しているものが見受けられた。また、仕様内容によっては、競争入札についての検討が不足している例があった。地方自治体の契約は競争入札を原則としており、随意契約であるプロポーザル方式による契約は例外的手法である。今後、プロポーザル方式による契約を採用することについては、経済性や実効性の観点から踏まえて事業の性質を判断するとともに、競争入札等の契約方法について十分検討し、適正な運用に努めていただきたい。

(2) プロポーザル方式による契約事務が適正か。

事業者の募集及び周知、選定会議の設置及び開催については、要綱に基づきおおむね適正に処理されていた。

事業者の応募者数は、1者のみの応募が全体の半数を占めていた。これは、事業の規模や価格の制限などが理由と推察されるが、周知方法や募集締切までの周知期間、事業費の積算の妥当性について検討し、企画を競争させ最適な事業者を選定するプロポーザル方式による契約の利点が損なわれないよう、努力されたい。

選定委員の構成は、構成員が適切でない事例や外部委員を選定委員に入れるべき事例が見受けられた。組織改善検討業務については、限定した組織(課)を対象としていたが、対象の課の職員は選定委員の構成に入っていなかった。これについては、実際に業務を行っている担当課の職員を選定委員として構成し、意見を活用すべきであった。また、公共施設個別施設計画策定支援業務においては、専門的な技術や経験を有する者を選定委員とすべきであったと考える。その他の事業についても、外部委員が複数名でなく1名のみの構成や市職員のみ少数の委員構成が見られ、透明性や客観性の確保の観点からも、今後について改善されたい。

なお、応募事業者の財務状況の確認を公認会計士等の有資格者に依頼したものは、全体の2割に満たなかった。事業実施において、事業者の経営能力、経営の健全性は重要であり、この点についても改善を求めらる。

(3) 業務の成果について、検証及び評価を行っているか。

今回の監査では、未完了の事業を除き全ての監査対象において、成果物による確認を実施していた。今後についても、業務の評価体制を充実させるとともに、継続する見込みのある事業については、アンケートを実施するなど、よりの確な業務成果の検証に努めていただきたい。

プロポーザル方式による契約は、行政事務が複雑化、多様化する中で、高い専門性や技術力を必要とする業務について有効に事業実施を実現する一方、透明性や公平性、また、競争性を確保することが課題である。今後においても、適正な契約事務を実施するために、プロポーザル方式による契約の採用の可否や事業者選定について、適切な運用を推進していただきたい。